

■構成と骨子案

指針の  
基本構想

**第1章**  
策定にあたって

- 1-1 策定の主旨と目的
- 1-2 国際社会とわが国における取組
- 1-3 芦屋市における取組
- 1-4 新たな人権課題

**第2章**  
基本理念と基本方針

- 2-1 人権の基本理念
- 2-2 人権教育・人権啓発に向けての基本方針

**第3章**  
主な人権課題の現状と方向性

- 3-1 女性の人権
- 3-2 子どもの人権
- 3-3 高齢者の人権
- 3-4 障がいのある人の人権
- 3-5 同和問題
- 3-6 外国人の人権
- 3-7 HIV感染者などの人権
- 3-8 情報化などに伴う人権侵害
- 3-9 その他の人権問題

**第4章**  
それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性

- 4-1 家庭
- 4-2 学校等
- 4-3 地域
- 4-4 事業所
- 4-5 その他の場や機会

指針の  
基本計画

人権課題に即して

教育・啓発の  
場に即して

**第5章**  
市職員等への教育・啓発

- 5-1 職員の意識向上
- 5-2 特定職業従事者の意識向上

**第6章**  
本指針の総合的効果的な推進

- 6-1 事業計画の策定と評価
- 6-2 推進体制の充実
- 6-3 人権関係機関のネットワーク構築
- 6-4 参画・協働の推進
- 6-5 指針の見直し

指針の  
推進方策

公的立場の従事者

推進体制

## 第1章 策定にあたって

- 第2次指針の「基本的考え方」を「1-1 策定の主旨と目的」と改める。
- 第2次指針の「1 人権をめぐる国際社会における取組」「2 人権をめぐる日本における取組」を「1-2 国際社会とわが国における取組」として統合する。
- 「1-4 新たな人権課題」を新設する。

### 1-1 策定の主旨と目的

- 第2次指針の内容に準拠する。

### 1-2 国際社会とわが国における取組

- 国連を中心とした世界的な人権推進の動きを受けて、国内法の整備や計画策定へと経過するケースが多いので、これらに対応させて記述する。
- 高齢者・児童・障害者の虐待防止法など重要な法、人権に関わる主要な計画・政策についてはここで記述する。
- 同和問題などわが国独自の人権課題もここで扱う。

### 1-3 芦屋市における取組

- 市、関係機関・団体の取組について記述する。
- 「第4次芦屋市総合計画」（'11年3月）における人権に関わる計画を記述する。
- 「芦屋市DV基本計画」（'11年3月）、「第3次芦屋市男女共同参画行動計画（ウィザス・プラン）」（'13年3月）の策定についても記述する。
- 「人権についての意識調査」（'14年9月実施）の結果のうち、人権一般についての市民意識を、前回調査、前々回調査、兵庫県「人権に関する県民意識調査結果」と比較して紹介する。

### 1-4 新たな人権課題

- インターネットなど高度情報化に伴う人権課題、生命倫理に関わる課題などを示す。
- そのほか、感染症患者への差別、ヘイトスピーチ（差別的言論）、非正規労働やブラック企業の問題などの新たな課題を示す。

## 第2章 基本理念と基本方針

- この総合推進指針における人権についての基本理念を示し、これに基づいた基本方針を示す。
- 第2次指針の「2 人権教育・人権啓発の定義」を「2-2 人権教育・人権啓発に向けての基本方針」に改める。

### 2-1 人権の基本理念

- 第2次指針の内容に準拠する。
- 「心のバリアフリー化」について記述する。

### 2-2 人権教育・人権啓発に向けての基本方針

- 第2次指針では内容として人権教育・啓発の方向性を示しているので「基本方針」として示す。

[基本方針案]

- (1) 学習・交流機会の充実
- (2) 相談・支援体制の確立
- (3) 啓発・広報の強化
- (4) 関係機関・団体間の連携強化

## 第3章 主な人権課題の現状と方向性

- 主な人権課題ごとに、現状・課題・方向性を示す。
- 第2次指針の「第3章 主な人権課題の現状と課題」を「第3章 具体的な人権課題とその方向性」に改める。
- 「人権についての意識調査」（'14年9月実施）の結果のうち、各人権課題についての市民意識を、時系列・県調査などと比較して、芦屋市の位置づけを示す。
- 各人権施策の目標値とその達成状況についても記述する。
- 第2次の「8 インターネットによる人権侵害」を「8 情報化に伴う人権侵害」とし、記述対象を広げる。

### 3-1 女性の人権

- 就業機会・労働環境の改善、ワークライフバランスの推進についても記述する。

### 3-2 子どもの人権

- 子どもにとって安全な社会・地域の実現についても記述する。
- 障がいのある子どもへの支援についても記述する。

### 3-3 高齢者の人権

- 高齢者を地域とともに支援できる体制づくりについても記述する。

### 3-4 障がいのある人の人権

- ユニバーサルデザイン、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）についても記述する。
- 相談窓口体制や相談拠点の充実についても記述する。

### 3-5 同和問題

- 本人通知制度の周知と適正な運用についても記述する。

### 3-6 外国人の人権

- ・人権を基盤とした多文化共生社会構築をめざすことを記述する。
- ・市民の国際感覚・理解（グローバルリテラシー）の涵養、外国人に対する情報提供、コミュニケーション支援、市政参加・参画への支援も記述する。

### 3-7 HIV 感染者などの人権

- ・グローバル化などによって、エボラ出血熱、鳥インフルエンザなど感染症が多様化するとともに社会的影響も大きくなってきていることを記述する。

### 3-8 犯罪被害者などの人権（追加）

### 3-9 情報化などに伴う人権侵害

- ・インターネットでの差別中傷のほか「忘れられる権利」なども人権課題となってきていることを記述する。
- ・情報・メディアリテラシーの向上についても記述する。
- ・マスメディアの報道に対する人権配慮要請についても記述する。

### 3-10 その他の人権問題

- ・ひとり親家庭、ヘイトスピーチ、ワーキングプア、ブラック企業などへの対応も記述する。

## 第4章 それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性

- ・暮らしにおける主な場ごとに、現状・課題・方向性を示す。
- ・第2次指針の「第4章 あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進」を「第4章 それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性」に改める。
- ・「4 職場（企業等の事業所）」を「4-4 事業所」に改める。
- ・「5 広域的な教育及び啓発活動」を「4-5 その他の場や機会」に改める。

### 4-1 家庭

- ・第2次指針の内容に準拠する。

### 4-2 学校等

- ・いじめなどへの早期発見・対応、PTA での学習機会提供についても記述する。

### 4-3 地域

- ・イベントなどの場を活用した教育・啓発の充実についても記述する。
- ・自治会など地縁団体による人権に関わる活動への支援についても記述する。

### 4-4 事業所

- ・人権に関わる法令順守の徹底も記述する。

### 4-5 その他の場や機会

- ・あらゆる場における人権教育・啓発の機会をとらえること、その際だれもが参加しやすいように配慮することを記述する。
- ・人権の実現に影響を与える人びとへの教育・啓発の充実を記述する。
- ・教育・啓発に際してインターネットやマスメディアを効果的に活用することを記述する。
- ・広域的な連携を強め、教育・啓発の効果を高めることを記述する。

## 第5章 市職員等への教育・啓発

- 市など公共の場で従事し、人権課題に接しやすい職員に対する教育・啓発の方向性を示す。
- 第2次指針の「第5章 市職員等への啓発」を「第5章 市職員等への教育・啓発」に改める。
- 第2次指針の「1 全庁的な職員研修の充実」「2 職場環境の改善」を「5-1 職員の意識向上」として統合する。
- 第2次指針の「3 特定職業従事者に対する研修の充実」を「5-2 特定職業従事者の意識向上」に改める。

### 5-1 職員の意識向上

- 部署と職階に応じた系統的で計画的な研修の推進についても記述する。
- 人権啓発・研修担当員制度についても記述する。

### 5-2 特定職業従事者の意識向上

- 第2次指針の内容に準拠する。

## 第6章 本指針の総合的・効果的な推進

- ・市民の参画・協働を含め、市としての推進体制について記述する。
- ・第2次指針の「1 事業計画の策定」「6 人権の視点に立った事業評価」を「6-1 事業計画の策定と評価」として統合する。
- ・第2次指針の「2 全庁的な推進体制」を「6-2 推進体制の充実」に改める。
- ・第2次指針の「3 芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会の意見反映」「5 市民の自発的活動の促進」を「6-4 参画・協働の推進」に改める。

### 6-1 事業計画の策定と評価

- ・第2次指針の内容に準拠する。

### 6-2 推進体制の充実

- ・複合的人権課題への対応のため、人権関係課間の情報共有と連携強化についても記述する。
- ・相談・支援体制の充実を記述する。

### 6-3 人権関係機関のネットワーク構築

- ・人権救済につなぐための連携の強化についても記述する。

### 6-4 参画・協働の推進

- ・芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会の意見尊重について記述する。
- ・地域リーダーの育成についても記述する。

### 6-5 指針の見直し

- ・第2次指針の内容に準拠する。